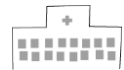




子ども医療費受給資格証は正しく使いましょう



平成29年1月診療分から始まる、小学校1年生から中学校3年生までの医療費助成(自己負担分:3割)は、全額、松前町がよりよいまちづくりのため(道路を整備する、学校を修繕するなど)に、自由に使えるお金の中から支払います。(国や県からの補助金はありません。) 子ども医療費受給資格証を正しく使用し、医療機関等の適正な受診を心がけましょう。



県内の保険医療機関等を受診する際は、健康保険証とあわせて窓口提示しましょう。

【注意事項】 学校等の管理下での負傷や疾病で医療機関等を受診するとき

日本スポーツ振興センターの災害共済に加入している場合は、子ども医療費受給資格証を使用せず、今までどおり窓口で自己負担額を支払ってください。 給付金の申請により自己負担額と加算額が支払われます。(もし給付金の対象外となった場合は、保護者の請求により、子ども医療費から自己負担額を助成します。請求の際には領収書が必要です。大切に保管をお願いします。)



転出などにより松前町の子ども医療費受給資格がなくなった場合は、受給資格証は使用できません。町外に転出する場合、松前町外の市区町村に転入した日(転入の届出日ではなく、転入日)から松前町子ども医療費受給資格証は無効となります。使用できない松前町子ども医療費受給資格証で医療機関等を受診された場合は、自己負担額(3割)をご返還いただくことになります。

- 転出などで資格がなくなる場合で、病院等で治療中のお子さんがある時は、松前町での資格がなくなる旨を速やかに病院・薬局等へご連絡いただき、子ども医療費受給資格証は必ずご返却ください。

時間外・深夜・休日の診療は控えましょう

急病などやむを得ない場合を除いては、できるだけ昼間の診療時間内に受診するようにしましょう。

特に「昼間は用事があるから連れて行けないから、あえて夜間に受診」「待ち時間が短いから夜間に受診」などの理由で時間外受診をするのはやめましょう。こうしたいわゆる「コンビニ受診」を控えることが、地域の救急医療体制を維持する上で非常に重要となります。

引き続き身近な地域の救急医療体制を維持するためにも、医療機関の適正な受診についてご理解・ご協力をお願いします。

夜間・休日のお子様の急な病気には「小児救急電話相談」(#8000)を



夜間にお子様の急な症状で心配になった時は、まず小児救急電話相談【#(シャープ)8000】を利用しましょう。全国同一の短縮番号を押すと相談窓口へ転送され、症状に応じた適切な対処の仕方などのアドバイスが受けられます。

(実施時間帯: 平日・休日とも 19:00～翌朝 8:00)

かかりつけ医をもちましょう



日常的な診療や健康管理等を行ってくれる身近な医師を「かかりつけ医」と呼んでいます。かかりつけ医とは、身体の調子が悪いときに、「最初はこのお医者さん」と言える、自分や家族の病歴などを把握している医師のことです。気軽に相談でき、信頼できる医師が身近にいれば、安心して診療を受けることができます。

かかりつけ医をもつことのメリット

- 大病院に比べ、待ち時間が短く受診の手続きも簡単で、じっくりと診察を受けられます。
- 入院や検査などが必要な場合、適切な病院・診療科を指示、紹介してもらうことができます。
- 食事や運動など、日常の健康管理についてアドバイスを受けることができます。
- 家族の病状・病歴、健康状態を把握しているため、いざというときに素早い対応がとれます。

かかりつけ医を選ぶときのポイント

- 自宅や勤務先から近くにあり、通院に便利なこと。
- 患者の話をしっかり聞いてくれて、気軽に相談できること。
- 病気や治療の方法、薬などについてわかりやすく説明してくれること。
- 必要に応じて、適切な専門医や医療機関を指示、紹介してくれる。

病院へはかかりつけ医の紹介でかかりましょう。

風邪などの日常的な病気のあるときには近所のかかりつけ医を受診し、高度な治療や精密検査が必要な場合は、かかりつけ医に適切な病院を紹介してもらい、受診しましょう。かかりつけ医の診療情報を持参して診療するとスムーズに受診することができます。

はしご受診・重複受診はやめましょう

はしご受診・重複受診とは、同じ病気でいくつもの病院、診療所を渡り歩くことをいいます。医療機関を変えると、検査・処置・注射・薬などを最初からやり直すこととなり、医療費と身体に重い負担となります。

ジェネリック医薬品を利用しましょう



ジェネリック医薬品（後発医薬品）は新薬の特許期間満了後に厚生労働省の認可のもとで製造・販売される、先発医薬品と主成分・効能が同一の低価格な医薬品です。ジェネリック医薬品の使用は、医療費の節約に役立つだけでなく、財政の負担軽減につながります。

適正受診について、おひとりおひとりのご理解、ご協力をよろしく申し上げます。